

憲 法 (配点 60 点)

以下の設例を読み、後記の各設問に答えなさい。

【設例】

Xは、Y市議会の議員であるが、週刊誌に「Y市議会議員Xは、Y市内に建設中のゴミ焼却場をめぐる住民とのトラブルを解決するためにY市内に事務所をもつ暴力団B組の幹部に相談を持ちかけた。」旨の記事が掲載された。

Y市議会は、Xの行為は、「議員としての品位と本市議会の権威を著しく失墜せしめ、加えて清潔な市政を希求する市民の不信を招いた」として、10日間の「出席停止」の懲罰決議（以下「本件懲罰決議」という）を行った。

【設問1】

憲法76条1項の「司法権」の定義を書きなさい。また裁判所法3条1項の「一切の法律上の争訟」の意味についても説明しなさい。(配点20点)

【設問2】

Xは、本件懲罰決議には重大な事実誤認があるとして無効確認を求める訴訟を提起することを検討している。この場合、本件懲罰決議に司法審査は及ぶか。

出席停止と除名との違いを踏まえ、最高裁判決に留意しつつ、検討しなさい。(配点30点)

【設問3】

本件懲罰決議は、Y市が発行している「市議会だより」(季刊)に掲載された。Xは、本件懲罰決議により名誉を毀損されたとして、Y市に対して損害賠償請求訴訟を提起することを検討している。この場合、本件懲罰決議に司法審査は及ぶか。(配点10点)

【参 考】

○地方自治法

第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

2 (略)

第135条 懲罰は、左の通りとする。

- 1 公開の議場における戒告
- 2 公開の議場における陳謝
- 3 一定期間の出席停止
- 4 除名

2 (略)

- 3 第1項第4号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。